

# 平安前中期における陰陽道の変容について

向原雅子

## はじめに

平安時代の貴族社会という大きな枠組みの中で、その実像を詳細に描き出ししていくには様々な手法がある。中でも、彼らの実際の生活や思想・宗教の実態を明らかにしたいと考えたとき、中心的な要素の一つとして挙げられるのが陰陽道という概念ではないだろうか。

当時の貴族社会では、古代から日本に根付く自然信仰を基にした神道や、外来宗教ではあるが早くから国家宗教として保護された仏教に加え、この陰陽道が新たな思想として定着し隆盛を誇りつつあった。

しかしその実態については神道や仏教に比べ、未だ不明確な部分も多い。そのため本論においては、まず陰陽道の概要を整理し、平安貴族社会に受容されていく中でどのような変化を遂げたのかを見ていく。次に、数ある陰陽道の習俗の中で、特に貴族社会にしつかりと根付いていた物忌の慣習を通して、陰陽道が実際にどのように定着していったのかを見ていただきたい。これらの検討が、平安貴族社会の宗教観を少なりとも浮き彫りにする一助になれば幸いである。

「道」とは本来はその道の専門家という意味を持つ<sup>(3)</sup>。この意味による「道」の使用例は、十世紀前半には見え始める。管見の限り『日本紀略』延喜九（九年九月十四日条・延喜十三（九一三）年五月四日条など）などが早い例となる。これらに諸道とあるように、他の専門分野としては紀伝道・明経道・明法道・算道・曆道・天文道・医道があるが、上記の用語の内、専門という意味の道を付した使用例の初見のほとんどは、同様に十世紀前半に集中している。つまり道という概念・用語がこの時期から広く周知されるようになつたと言えると考える。

## 第一章 職掌から見る陰陽師 第一節 律令制下の陰陽師

そもそも陰陽道とはどのようなものであるのだろうか。日本における陰陽道

の成り立ちまでを、ここで少し整理したいと思う。

陰陽道は、以前の認識は、中国で成立し、陰陽五行説に基づいたものでありそれが日本に伝来したというものであつたが、最近の先行研究においてはその認識が覆されている。陰陽道という用語は中国の文献には見えず、六世紀半ばに飛鳥・奈良時代を通じて日本に導入されてきた陰陽五行説や占術・暦の詳細な知識さらに密教・道教・神道など、日本に伝来してきた様々な中国思想や知識を下敷きに、平安時代前期から中期に日本において成立した、という認識が近年は中心となっている。<sup>(2)</sup>

陰陽道に対する認識は、中国で成立し、陰陽五行説に基づいたものでありそれが日本に伝来したというものであつたが、最近の先行研究においてはその認識が覆されている。陰陽道という用語は中国の文献には見えず、六世紀半ばに飛鳥・奈良時代を通じて日本に導入されてきた陰陽五行説や占術・暦の詳細な知識さらに密教・道教・神道など、日本に伝来してきた様々な中国思想や知識を下敷きに、平安時代前期から中期に日本において成立した、という認識が近年は中心となっている。<sup>(2)</sup>

る。この条文より筆者は専門という意味での陰陽道の使用が、ここから開始されると考える。

このように、「道」の使用状況の側面から見ても、陰陽道は六世紀半ばより日本国内で整理・体系化され、十世紀初頭をもつて成立したことが裏付けられると思う。この十世紀は他の学問分野も同時に体系化された時期と考えられ、日本の思想形成の潮流において大変重要な時期と捉えることが出来る。そのため、十世紀以降の陰陽道については、本章第二節において改めて言及したい。

さて、先述のように、日本で成立したと考えられる陰陽道であるが、その役割を担つたのが律令体制における陰陽寮の官人である。この陰陽寮という官司の初見は天武天皇四（六七五）年であるが、ここから分かるように陰陽寮を最初に設けたのは天武天皇とされる。天武天皇は中央集権国家の確立の手段として、中国から取り入れた律令による法制度や、各地の豪族らを体制へ組み込む官僚制を整えただけでなく、宗教・思想を統制し活用していく。それは神祇・寺院組織の統制だけにとどまらず、陰陽の領域にも広がっていた。天武天皇は『日本書紀』天武天皇即位前紀<sup>(8)</sup>条にもあるように自身が「天文・遁甲を能く」するという人物であつたため、その有用性を十分理解していたとも言える。そのため、天文の動きを観測し吉凶を占う「占星台」を設置し、陰陽寮を設けるに至つたのであろう。

大宝元（七〇二）年の大宝律令制定以後整備をされた律令制において、陰陽寮とは陰陽師が所属する役所であつたが、陰陽師以外にも事務方として頭・助・允・属の官人、そして専門技術を担うものとして陰陽博士・天文博士・曆博士・漏刻博士・陰陽師などの技官が配され、更にその下に学生などがいた。次に彼ら律令制下の陰陽寮官人たちの役割を整理してみると、大きく四つの部門に分けることが出来る。まず一つ目の陰陽部門においては「占筮・相地」（「職員令」九条）とあるように、占術と相地が中心であつた。相地とは建物や寺社の建立の際に土地の良し悪しを占うことである。また占筮についてだが、

主に天皇や国家に関わる事項について怪異・災害・疫病・病氣の際にその意味や対処を占うものである。これについてはまた後述したい。このように彼らは

占術技能者であり、その教授職としての陰陽博士、専門職としての陰陽師、専門職を目指すものとしての学生という集団が陰陽部門を構成していたのである。

同様に二つ目の暦部門は、毎年次の暦を作成すること（造暦）とそれらを頒布すること（頒暦）を職掌とする。貴族社会において、様々な予定や年中行事の日程は全てこの作成された暦に基づいて決定された。現在の暦と異なり、太陰暦によるこの暦は、毎年違つた計算と理論によつて更新しなければならないため非常に難解である一方、貴族たちにとつて不可欠なものであった。

三つ目の漏刻部門は漏刻と呼ばれた水時計を使って時刻を測定し、その時刻を、守辰丁という役職の者に鐘鼓を打たせ、時刻を知らせることを職掌とする。この造暦や漏刻についてだが、本来日付や時を管理し知らせるることは、国の支配者たる天皇が独占的に持つ役目であつた。毎年作成された暦を国内に頒布することは、支配領域が同じ「時間」を共有することを意味し、天皇が天の委託の下に時間と空間を支配することを象徴することになる。<sup>(9)</sup>

最後に、天文部門は天体を観測し、天体が通常とは異なる動きをするとその意味を占い、天皇に報告するのが職掌である。渾天儀と呼ばれる天体観測器具などを使用し、戌刻・寅刻の一日二回観測を行い、異変があつた場合、天文博士が天文占星術などによりその意味することを占い、結果を天皇に奏上するのである。これを天文密奏といふ。

以上から陰陽寮は天皇や国家に非常に深い関わりを持つ役所であつたことが分かる。この両者の関わりについて、斎藤英喜氏<sup>(10)</sup>は中国の思想である天人相関説を引用し、「天体现象の異変は天の支配者（天帝）が地上の支配者（天子）に下す予兆であり、したがつて地上の支配者は、つねに天体の運行に異常がないかをチェックしなければならない。」ものであるとしている。そしてこの役割を天皇に代わつて担つたのが陰陽寮の天文部門であることを指摘している。

つまり、造歎や時刻の測定、そしてそれらを周知していく職掌は、本来天皇が行うべき役目であり、それを陰陽寮が代理で行っていたことになる。また天文部門が担当した天体観測や天文密奏においても同様に、陰陽寮が天皇の役目を代理で行っていたことになる。

そして、陰陽部門の占筮・相地はいずれも国家・天皇に関わる場所の吉凶を占つたり天皇や国家についての怪異・災害・疫病・病気の意味を占つたりと、権力と非常に密接な関わりを持つ。

このように、陰陽寮はどの部門の職掌を切り取つてみても、本来天皇のみが知り得る情報を扱う職掌であり、更にそれは天皇個人の天からの評価を知ることに繋がる。それを正確に扱い然るべき対処をしてこそ、統治者としての天皇の立場が守られる。その対処を任された職掌だからこそ陰陽寮は同時に宫廷社会の中で大きな影響力をを持つことになつたのだろう。またそれは陰陽寮・陰陽道の発展につながっていく背景になりうるのではないだろうか。

## 第二節 変化する陰陽師

第一節において、六世紀半ばから十世紀初頭にかけて日本の陰陽道の醸成がなされ、それを担つたのが陰陽寮官人の活動であったことを確認した。そして十世紀初頭には体系化されると考えられるが、それ以降の陰陽道は、従来とは異なる側面を持ち始める。本節ではそれがどのようなものであつたのかを確認していきたい。またその事例として、最も代表的な陰陽師として知られている安倍晴明の活動内容を取り上げる。なぜならば、陰陽道が成立し変化を見せ始めた十世紀はまさに、安倍晴明が生きた時期と重なるのである。つまり彼の活動の推移を見てみると、陰陽道成立以前と以後の特徴の変化を見るために非常に役立つと言えるだろう。<sup>(1)</sup>

まず安倍晴明が活躍した時代について確認をしておきたい。生年は延喜二十（九二一）年とされる。出自については後世の様々な伝説に彩られている

（一例として、生母が信太の妖狐であつたというものがある）ため、そのイメージが先行してしまいがちだが、彼の前半生については何も史料は存在しない。没年は寛弘二年（一〇〇五）とされ、当時としては非常に珍しい八十五歳という長寿を全うした。

では晴明の活動事例として最初に『小右記』寛和元（九八五）年四月十九日条<sup>(2)</sup>を挙げる。これは、藤原実資の女房がその出産時期を過ぎていたにも関わらず一向に生まれる兆候がないため解除を行つたというものである。解除とは陰陽道における祓のようない式であるが、ここで着目したいのは、解除の対象者である。藤原実資は言うまでもなく『小右記』の筆者であり、この時期の右大臣ということで政治の中心に関わる人物ではあつたが、その女房はそのような人物であるとは言えない。そして今まで見てきた陰陽寮の職掌が国家や天皇に関わるものであつたことを想起してみると、一層その変化を感じさせられる。

同様の記事として『小右記』永祚二（正暦元）（九八八）年七月四日条<sup>(3)</sup>にあるように、晴明が実資のために鬼氣祭を行つた内容も見える。鬼氣祭とは病気などの際に、その原因と目されていた疫鬼の侵入を防ぐため当該者の門前で行う儀式のことである。また、この前後の同史料記事を見てみると、実資の小児が重い病気に罹っていることが見て取れる。これらから考えると鬼氣祭は小児のために行つたと考へるのが順当である。しかしいずれにせよ、こちらの条も国家とは全く関わりのない人物のために儀式を行つていいと言えるだろう。

儀式だけでなく、陰陽寮の職掌として挙げられていた占申も、同様の事例が見える。『權記』長保二（一〇〇〇）年八月十九日条<sup>(4)</sup>に見える。こちらは藤原行成の宿所の物怪について晴明に占申を依頼したというものである。藤原行成は『權記』の筆者であり、当時の役職は藏人頭兼右大弁であつたので、一官人であつた。つまり彼もまた本来の対象であろう国家や天皇にまつわる存在からは外れる人物のはずであつたが、晴明は占申を行つているわけである。

この他に晴明の活動の詳細を見てみると、従来の陰陽寮が行う占筮・相地や

天文密奏を行つてゐる様子<sup>(15)</sup>や、時代と共にその数を増やしてきた陰陽道系の宮中儀式に携わつてゐる様子も見ることが出来るが、それらの対象はやはり全て従来通りの天皇・国家に対するものであった。

これらのことから考へると、晴明の行動は従来の陰陽寮が行つてきた伝統的な内容に、個人に対する行動が加えられてゐると言えるのではないか。それは同時に、従来の陰陽寮が行つてきた活動の枠組みを越えて、陰陽道が成立・發展していくことを本質的に示してゐるよう思ふ。逆説的に言へば、当時の個人からの要求が、既存の陰陽寮官人を変容させていき、陰陽道の変質を促すことになつたのではないだろうか。

## 第二章 平安貴族生活における陰陽道の関わり——物忌を一例として——

第一章では、日本における陰陽寮の始まりから十世紀に陰陽道が成立するまでを、その職掌を中心に見てきた。そこで、陰陽道は個人からの希求により成立・発展したのではないかと述べた。そこで本章では、陰陽道は天皇や個人と実際にどのように関わつていったのかを見て行きたい。その手掛かりとして陰陽道の中の対処法の一つである物忌の観点から考察する。なぜならばこの当時、物忌は日常における突發的に起つた危機への対処の一つであり、元から予定として組み込まれている年中行事などとは違い、不安な状況に陥つた当時の人々がより良い効果を求めて行動するものだからである。そこには彼らの生の宗教觀がじみ出でているように考えられよう。

そこで第一節においては、まず物忌とはどのようなものであるのかを概説的に見ていきたい。そして第二節においてはそれを踏まえて、実際に物忌がどれほどの頻度で実施されたのかという値を当時の史料から考察しようと思う。また本論中では、天皇が行つ物忌に関しては御物忌と表記し、天皇以外が行つ物

忌については物忌と表記する。

### 第一節 物忌についての概説

まず、この物忌<sup>(16)</sup>はいつから登場するものなのか。例えば三和礼子氏は、物忌の「その上限を文徳・清和朝頃」（九世紀後半）<sup>(17)</sup>とし、また、鈴木一馨氏は『貞信公記抄』延喜七（九〇七）年二月八日条を初見として挙げている。<sup>(18)</sup>これらの見解を参考にすると、九世紀後半～十世紀初めにかけて、物忌は成立したと考えることが出来る。

次に物忌の具体相を把握するための好史料として、円融朝（十世紀）前後に成立したとされる故実書『侍中群要』第九・御物忌の項がある。この内容から、物忌とは怪異<sup>(19)</sup>が起つた際に吉凶の判別のために陰陽師を召してト占を行わせ、その結果設定されるものである事が分かる。そこで、ここからは怪異が起つた後、物忌が設定される場合にはどのような状況や特徴があるのか整理してみたいと思う。

まず、内裏などの天皇に関わる場所で起つた怪異（物怪）に関する例として『小右記』長和三（一〇一四）年四月十一日条<sup>(20)</sup>を挙げる。内裏内にある賢所（三種の神器のひとつ八咫鏡を祀る場所であり、天皇の正当性を示す重要な場所）内にて辛櫛の内から奇異なる声があがるという怪異があつた。その対処として御物忌が設定されたということである。

さらに同様の例を見てみる。『小右記』寛仁四（一〇二〇）年十一月四日条<sup>(21)</sup>に、恐所（賢所と同じ。内侍所とも示す。）にて一度神鏡が鳴る怪異があつた。これを占申させてみると、兵革の事が起つる予兆だという。内裏内での怪異に関する占申は、陰陽師を藏人所に召して占申する藏人所御占<sup>(22)</sup>という手段が取られることが多いため、この史料の際も藏人所御占が行われたと考へられる。また、このような恐所での怪異に対しどのように対応が取られたかは、『小右記』治安元（一〇一二）年十一月二十一日条<sup>(23)</sup>を見ると、同様に恐所にて神鏡が鳴る

怪異があつた際、この日は天皇の物忌である御物忌にあたるため南殿に出御はしなかつたという。つまり起こつた怪異への対処法として天皇の御物忌があつたということである。

また内裏内の怪異として他に『小右記』万寿四（一〇二七）年九月七日条<sup>(26)</sup>がある。清涼殿内の夜御殿の戸が人もないのに閉じたり、人の足音がしたり、という怪異があり、これを賀茂守道と惟宗文高に勘申させたところ、その対処法として十一日に天皇の御物忌を行なうことが示された。しかしこの日は神今食にあたり、本来は八省院行幸を行なうべき日であつたが、御物忌のためにその行幸を慎むことになつた。実際に十一日条<sup>(27)</sup>を見てみると行幸を行わなかつたことが分かる。つまり、恐所の怪異と夜御殿の怪異の両史料をあわせて考えると、内裏内で起こつた怪異に關しての対処法として、占申を行い、その結果をもつて天皇が御物忌を行つたのである。

更に、各官司での怪異について見てみる。『小右記』長和四（一〇一五）年九月十六日条<sup>(28)</sup>である。これは、前日に起こつた外記序に鳥が入り込むなどの怪異について、当時主計頭だった安倍吉平に占申させた結果がこの日分かつたといふものである。そこから、怪異が起こつた場所の巳・亥年生まれの人物が、この日より四十五日以内と明年の五・六・七月の戊・己<sup>(29)</sup>の日に何らかの対処をするべきことも示された。そして、四十五日以内の該当の日である『小右記』同年十月十二日条<sup>(30)</sup>を見てみると、実資は「外記物忌」として物忌を行つている。実資は巳年生まれであり、この時大納言であつたため、怪所に属する巳・亥年生まれの人物の条件を満たしていた。故にこの史料のように物忌をする必要があつたと思われる。また、この時左大臣であつた道長は当然この外記物忌を行う必要のあつた人物であつたが、本文中にもあるように寅年生まれであつたために占中で出された条件には該当せず、この日は物忌をせず宇治にて遊興している。

この事例から、各官司で起こつた怪異への対処としては、怪異の起こつた場

所に属する官人のうち、占申によつて示された生年に当たる人が、同じく占申による期間内の該当日に物忌を行なう、ということが分かる。

以上は公的な場所において怪異が起こつた場合の対処であるが、今度は私的な場所においての怪異の場合を見てみたい。

まず藤原氏の春日社・興福寺・勸学院など氏集団に關わる施設<sup>(30)</sup>である。『小右記』長和元（一〇一二）年六月十六日条<sup>(31)</sup>の中に、十二日に春日社で大樹が倒れる怪異があり、それについて占申したところ、春日社と関係する氏族である藤原氏の、氏長者と當該生年の人物に病事が予想されるために、怪異発生の日から期限内に対処をするようにとの内容が示された。その対処の内容は同月二八日条<sup>(32)</sup>に見ることが出来る。ここで問題となつてゐる左府すなわち道長は、先述のように寅年生まれであり、また金吾すなわち懷平は丑年生まれである。十六日条の占申によれば両者とも物忌を行なう必要があつたが、二八日条において改めてそれが示されている。

では貴族邸宅内での怪異の場合はどうだらうか。『小右記』寛仁元（一〇一七）年九月十日条<sup>(33)</sup>を見てみると、実資の家にて鼠が巻物を齧る<sup>(34)</sup>という怪異があつた際にも占申を行つてゐる。しかしこの際の対処をしなければならない人物は、怪異が発生した場所（＝実資の家）の当該生年の者と限定されている」とが、この史料の特徴と言えるだろう。そしてこの占申通り、同年九月十五日条<sup>(35)</sup>に、実資自身は巳年生まれにも関わらず、用心の為に自宅の門を閉じて物忌を行なつてゐる様子が見える。

つまりこれらの史料から、氏集団に關わる施設で起こつた怪異に対してもは氏長者をはじめとする氏人の中から、また貴族の邸宅内で起こつた怪異に対してもは家族及びその家に仕える者の中から、物忌が必要な人物が占申により決定されてゐたのである。そしてこの場合、個人的に陰陽師を召して占中させていたことも特徴の一つと言えよう。

以上のことから物忌がどのように設定されるのかを整理してみる。まず、怪

異をはじめとする常態ならざる状況が起ると、陰陽師（陰陽寮官人）が占申を行ひ、その対処法が定められる。その対処法は祓や加持、物忌など多種であるが、その中から物忌が必要とされる場合は、物忌の対象者・予測される災厄・忌む期間・その日数等を同じく占申によつて設定する。特に物忌の対象者は怪異が起こつた場所に深く関係していることも、物忌の重要な特徴である。

また、これらの方は内裏での怪異の例と貴族の邸宅等での怪異の例との史料を比較してみても分かるように、原則として天皇・貴族を問わず共通する。

## 第二節 御物忌・物忌の受容の推移

第一節では物忌がどのような状況で実施されるのかを整理した。それを踏まえて本節では実際に物忌が実施された事例を、当時の生活が浮き彫りになる史料を通してそれがどのような形で展開したのかを見ようと思う。そのため表に挙げた史料群より御物忌・物忌の表記を抽出し、その値をグラフ化した。

使用した史料の中で『醍醐天皇御記』『村上天皇御記』においては御物忌も物忌も同一単語として集計している。天皇自らの記録であるため表記は物忌となつているものも多いが、元来逸文を収集している性格上、後世の者が御物忌と表記している場合も多分に含まれるからである。

さらに今回この作表の年代の範囲を九世紀後半から一〇世紀後半までに区切った理由として、一つ目は、先述のように物忌の表記がそれ以前には見られなかつたこと、二つ目は御物忌と物忌両方の推移を見るため、天皇自らの行動を示している『御記』の記載が一段落する九六七年をひとつ区切りとしたことが挙げられる。

このグラフから読み取れる点を以下に挙げると、

①御物忌の初見が貞觀八（八六六）年である。

②貞觀八（八六六）年以前には物忌表記が見えない。

③一般的な物忌は延長四（九二六）年から増加する。御物忌・物忌の総数

もここから大きく増加している。

④一般的な物忌が史料上見え始めても、御物忌も同様の数を保つてゐる。というように示せると思う。

まず①についてであるが、第二章第一節にて言及したように、從来、先行研究によると物忌の初見は『貞信公記抄』延喜七（九〇七）年二月八日条を初見としている。しかし今回「大谷大学所蔵文書」左大史刑部眞鯨書状<sup>(35)</sup>において、「固御物忌」の表記を確認したことで、さらに遡ることができた。陰陽道の進展を考察する上で、初見が半世紀程度遡ることが出来たのは大きな進歩と言える。また②と併せて考へるに、それ以前に物忌表現が見えないことも重要である。なぜならば物忌の概念が未だ浸透・定着していないことを示しているからである。それは同時にこの時期の陰陽道自体の定着の浅さを示しているのではないか。更に、初見が御物忌についての内容だったことから、物忌の動きは天皇から始まつたことも言えるだろう。

次に③・④についてであるが、グラフからも明らかに、延長四（九二六）年を境に、以降は御物忌と物忌の総数が大きく増加している。その中でも一般的な物忌が数を伸ばしているのが特徴である。併せて、從来の御物忌の数も見てみると、その数を減らしている訳ではないことにも着目したい。つまりここから、物忌の対象が天皇から貴族へ移つたのではなく、対象が拡大したことを示せると思う。それは同時に、この時期に陰陽道の定着・一般化が成されたともいえるのではないか。

以上の点から次のことを述べることが出来る。

九世紀後半から日本の貴族社会の中で形成され始めた陰陽道は、当初は天皇周辺のみに受容されたものであつたが、次第に広がりを見せ、十世紀初頭には貴族にも浸透していくことになる。これは第一章第一節で言及した陰陽道の体系化・成立の時期に重なり、また同章第二節に示した、十世紀後半に見える陰陽師の活動内容の変化・広がりへの兆しと言える。それはつまり、十世紀初頭

が陰陽道にとつて、以降の発展につながる重要な画期であつたことに他ならぬいのではないだろうか。

勿論、課題も残る。グラフの詳細を見てみると、延長四（九二六）年以降数を増やす御物忌・物忌であるが、その後多少の増減を見せる。この理由としては、それぞれの年の大赦事例や、災害や飢饉など天変地異などの事例などを詳細に照合していくことで見えてくるのではと推察するが、それについては後稿を期したい。

### おわりに

今回、平安時代における陰陽道・陰陽師の実態を浮かび上がらせるために、第一章では陰陽師の職掌の面から見ることで、陰陽道の性格が国家を中心とした性格から、個人を対象としたものへと拡大するのではとの考察を得た。そして第二章では実際の生活の中での物忌がどのようなものであるかを確認し、史料での表記の出現件数の推移を見る中で、第一章においての考察を、具体的に裏付けることができたよう思う。

今後の展望としては、今回見ることができなかつた『小右記』や『御堂闇白記』などにおいて、以降の史料では物忌はどのように推移していくのかを確認することで、陰陽道が平安時代後期においてどのような展開や成熟をなしていくのか見ていただきたい。また、実際の生活の面から見るだけではなく、朝廷で行われる年中行事など儀式の面からも考察してみたい。その場合、他宗教関係の儀式との関わりなどにも着目していただきたいと思う。

- (1) 斎藤勵『王朝時代の陰陽道』(甲寅叢書刊行所、一九一五年)など。
- (2) 野田幸三郎「陰陽道の成立」(『宗教研究』二三六号、一九五三年)、同「陰陽道の一側面」(『歴史地理』八六卷一号、一九五五年)、共に『陰陽道叢書第一巻』所収、名著出版、一九九二年)、小坂眞二「九世紀段階の怪異変質に見る陰陽道成立の一側面」(竹内理三編『古代天皇制と社会構造』所収、校倉書房、一九八〇年)、「陰陽道の成立と展開」(『古代史研究の最前線』第四巻所収、雄山閣出版、一九八七年)など。
- (3) 前註(2) 小坂眞二「陰陽道の成立と展開」
- (4) 『日本紀略』延喜九(九〇九)年九月十四日条
- (5) 『日本紀略』延喜十三(九一三)年五月四日条
- 四月乙巳、宣旨、諸道進非時樹木勘文、  
并擬文章生、召博士上謫二三人、
- (6) 『本朝世紀』天慶五(九四二)年四月十四日条  
辭別天申久。去三月之比仁。天文示變志。地震致怪須。天文陰陽等道々勘  
申天云。御體及皇后可慎賜志。兵革水旱可有其災志。又翼乾方仁兵革疾疫  
乃事可有と申<sup>世利</sup>。(後略)
- (7) 『九曆』承平五(九三五)年十二月廿五日条(△部は割書き)
- 承平五年十二月廿五日、(乙酉)、有荷前事、依当殊固之身忌、閑門戸  
也、已時召使来云、大外記清方仰云、使參議以上多申障不參、早可參入  
者、依殊固忌、称罷去他處之由不參入、前日大闇仰云、故<sup>物忌口不參神社山陵</sup>高階忠岑真人云、  
物忌日者不可参向神社及山陵、是古人所伝也云々、彼真人能習陰陽之道、  
知此事之者也者、承此仰之後、所障尤多、仍不參入耳、
- (8) 『日本書紀』卷二八天武天皇即位前紀(△部は割書き)
- 天渟中(渟中)此云農難。原瀛真人天皇。天命開別天皇同母弟也。幼  
曰大海人皇子。生而有岐嶷之姿。及壯雄拔神武。能天文遁甲。(後略)
- (9) 山下克明『平安時代の陰陽道』岩田書院、一九九六年
- (10) 斎藤英喜『陰陽師たちの日本史』株式会社KADOKAWA、二〇一四年
- (11) 安倍晴明の活動内容を通して論考している先行研究の主なものとして、  
山下克明『平安時代陰陽道史研究』(思文閣出版、二〇一五年)や前註  
(10) 斎藤英喜『陰陽師たちの日本史』などがある。山下氏は晴明の活動  
を①占術②呪術・祭祀③吉凶禁忌勘申に分類し、それぞれの面から陰陽師  
が社会的にどのような役割を果たしたのかについて述べている。また斎藤  
氏は、晴明が行つた天文密奏や泰山府君祭の内容に着目し、陰陽道の構成  
要素である占星術の性格が、国家的占星術から個人的占星術へと変化した  
点について言及している。
- (12) 『小右記』寛和元(九八五)年四月十九日条  
十九日、癸巳、朝雨、以晴明為女房令解除、產期漸過可在去今月、而無  
其氣色、
- (13) 『小右記』永祚二(正暦元)(九八八)年七月四日条  
四日、戊子、今晚小兒從義理宅還小野宮、今夜晴明朝臣為<sup>(因版)</sup>□行鬼氣祭、  
未時許向小野宮見小兒、又沐浴小兒、日者頗有惱氣、仍自今夜濟救令打  
火爐芥子、
- (14) 『權記』長保二(一〇〇〇)年八月十九日条  
十九日癸亥、早朝於宿所、見付鼠喰宿物框、卯時、即遣問安四位許、々々  
推云、口舌病事云々、
- 織部正忠範申云、為立御服機可犯土一尺許、若當御忌方歟、候案内可進  
止、即奏事由、仰云、可問晴明朝臣、(後略)
- (15) 多数存在するが数例を列挙すると、『本朝世紀』康保四(九六七)

年六月二十三日条の政始めの日時を勘申した事例、『親信卿記』天禄三（九七二）年十二月六日条にある大変が起つた際に天文密奏を行つた事例、『本朝世紀』寛和一（九八六）年二月十六日条の太政官正序に怪異が発生したために、その意味や対処を占つた事例など。

（16）天文特業生であった時期ではあるが『若杉家文書』応和元（九六一）年六月に見える、靈劍铸造のために奉仕した五帝祭の事例を始め、その後も

『親信卿記』天延二（九七四）年六月十二日条の河臨御禊の事例や、『小右記』永祚元（九八九）年二月十六日条にあるような、円融寺にて朝観行幸のため反閑を行つた事例など。なお、陰陽道系の宮中儀式については小坂眞二「禊祓儀礼と陰陽道——儀式次第成立過程を中心として——」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊三』一九七六年）、前掲「陰陽道の成立と展開」、岡田莊司「私祈祷の成立——伊勢流祓の形成過程——」（『神道宗教』第一一八号、神道宗教学会、一九八五年）、同「陰陽道祭祀の成立と展開」（村山修一他編『陰陽道叢書1古代』名著出版、一九九一年）、などの先行論文があり、その実態については改めて後稿を期したい。

（17）詳しく見ていく前にまず平安以前の物忌について少々言及する。モノイミという言葉が見え始めるのは、古くは六国史まで溯ることが出来る。具体的には『日本書紀』崇神天皇七年二月十五日条に

（前略）天皇問曰。教如此者誰神也。答曰。我是倭國城内所居神。名爲大物主神。時得神語隨教祭祀。然猶於事無驗。天皇乃沐浴齊戒。潔瀧殿内。而祈之曰。（後略）

などの例があるが、しかしこれを見ると、『日本書紀』本文内では「斎戒」にモノイミの訓をあてており、なつかつ内容からもこの語句が神に相対する前に自身を清め慎む場合に用いられていた行動ということが分かる。しかし本稿では、陰陽師に占申させた結果、個人が忌み籠もある、という行動をとる物忌について取り上げる。

斎戒と物忌について、先行研究では同訓であるが異なるものとの見解を示している。その中において、岡田重精『斎忌の世界——その機構と変容——』（国書刊行会、一九八九年（初出は、「イミと陰陽道」『古代の斎戒』第七章第一節、国書刊行会、一九八二年））「第二章斎忌と外来宗教（三）陰陽占と物忌習俗」に参考となる見解があつたのでここに簡略にまとめてみたい。

岡田氏によれば、物忌の際の閉門籠居という態勢は、斎戒の際の在來的な戒慎籠居という態勢に通じ、その基盤となつていてと言える。しかしその上で、物忌と斎戒の両者が基本的に異なる点は、斎戒が積極的に聖化に向かい戒慎するのに対し、物忌は偶發的な怪異現象を契機として、災いが外界から侵入するのを防除するために行うもの、ということである。

つまり、言葉を換えて言うならば、斎戒は穢を除去するための行動であり、物忌は予測される災厄を身に受けないための予防行為と筆者は現時点では考えるのであるが、この問題に関しては後稿を期したい。

（18）三和礼子「物忌考」（日本宗教学会『宗教研究』第一四九号、一九五六年）

（19）鈴木一馨「物忌の軽重について」（続群書類從完成会『古代史論叢』一九九四年）

（20）『侍中群要』第九・御物忌

每有恠事有仰召遣候處、陰陽師於所座令ト申吉凶之由、即奏其文、有仰下給御卜方文、給令出納書注所黏押也、

（21）当時の怪異は多岐に渡り、噴火や虫害などの自然現象から火災や殿舎・陵墓の鳴動、そして動植物の異常な発生・動きなど現在の価値観と大きく異なることも多かつた。怪異についての詳細な論考として、小坂眞二「物忌と陰陽道の六壬式占」（古代学協会編『後期撰閏時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年）などがある。

(22) 『小右記』 長和三(一〇一四)年四月十一日条

月節中戊・己日也、

十一日、丙寅、四條大納言書状云、行幸之日御「物忌也、其恵賢所奉辛

櫃之内、有奇異之聲、仍當日被猶豫之間、相府被參入、即無左右之定御

出云々、如何、(後略)

(23) 『小右記』 寛仁四(一〇二〇)年十一月四日条

四日、辛亥、一日内侍所恐所兩度鳴、御占云、兵革事云々、

(24) 一例として『日本紀略』三寛仁元(一〇一七)年十月十六日条

召主計頭吉平於藏人所、被占鹿入内裏之事、占申御藥火事、

などが挙げられる。

(25) 『小右記』 治安元(一〇一二)年十一月二十一日条(四角部は欠字を示す)

廿一日、壬辰、(略)史□□□□□來、即召前御雜事、公親云、今日依

御物忌(重無出カ)□□御南殿、(中略)午後參内、(中略)□□□今明御物忌、先

日恐所鳴恵也、亦一日犬矢遺□座御物忌相合、仍今日所不御出者、(後略)

(26) 『小右記』 万寿四(一〇二七)年九月七日条

七日、甲辰、(略)内夜御殿戸無人猛閉、女房云、有人足音、入夜御殿引立戸、驚見無人、以守道・文高令占給、勘申御薬・火事由、可重慎給者、御物忌當十一日、仍行幸停止、(略)

(27) 『小右記』 万寿四(一〇二七)年九月十一日条

十一日、戊申、今日伊勢御弊使発遣、依御物忌不臨幸八省云々、(略)

(28) 『小右記』 長和四(一〇一五)年九月十六日条

十六日、(中略)今日召使持來占方、昨已時外記物恵、烏入廳内、大臣

以下中納言已上座、或昨散倚子茵、或臥前机、占、今日壬戌、時加巳、  
迭(侯)女、  
扶日時、勝光臨申為用、將天后、中天岡騰蛇、終功曹六合、卦遇元首校童

推之、恵所已、亥年人有病事歟、期今日以後冊五日内、及明年五六七

主計頭安倍吉平

(29) 『小右記』 同年十月十二日条

己丑、(中略)今日道空日并帰忌日也、亦外記物忌、相府御年誠雖不當、彼倚子囂為烏被昨落、又前机仆、(中略)

(30) 他の例として『小右記』 寛仁三(一〇一九)年七月十五日条

攝政殿以賴祐朝臣被給興福寺鷺占方、集金堂上、氏長者可慎病事、巳未午人可慎口舌、怪日以後廿日内及十一月・十二月節干支日云々、

などがあり、氏集團に関わる施設(=興福寺)で、鷺が金堂の上にいたと

いう怪異に対応する対処として、(災厄の内容・対象者・口付)を示している。

(31) 『小右記』 長和元(一〇一二)年六月十六日条

壬子、早朝右金吾將軍書状云、春日御社有恵者、乍驚問遣光榮朝臣、  
即送之、其占方云、春日社恵、今月十二日酉時、御在所南方、聞如

大樹倒聲地響、占、六月十二日戌申、時加酉、聞恵日時、功曹臨戌為用、  
將騰蛇、中徵明大陰、傳送、白虎、卦遇知一玄胎四牝、推之、氏長者、  
及卯酉丑未年男、巳亥卯酉年女、有病事歟、期恵日以後卅日内、及來十

月、明年正月、四月節中、並甲乙日也云々、

(32) 『小右記』 長和元(一〇一二)年六月二八日条

廿八日、甲子、(中略)、今日申剋虹立左相府・左衛門・左宰相中將家、  
一条大北方宅等、是吉平朝臣於宰相中將許所陳、占申左府・左金吾等虹

恵甚不吉、但宰相中將虹無殊事者、今明左府・金吾春日物忌日也、重有  
此恵、如何、

(33) 『小右記』 寛仁元(一〇一七)年九月十日条

(前略)今日卯時、見付時、鼠喰損一卷、下壞下帝、不及文字、吉平占  
云、(中略)推云、已身及怪所卯・午・酉年人、可慎病事、口舌之事哉、  
期今日以後廿五日内、及明年三月・八月節中庚・辛日也、

(34) 『小右記』 寛仁元(一〇一七)年九月十五日条

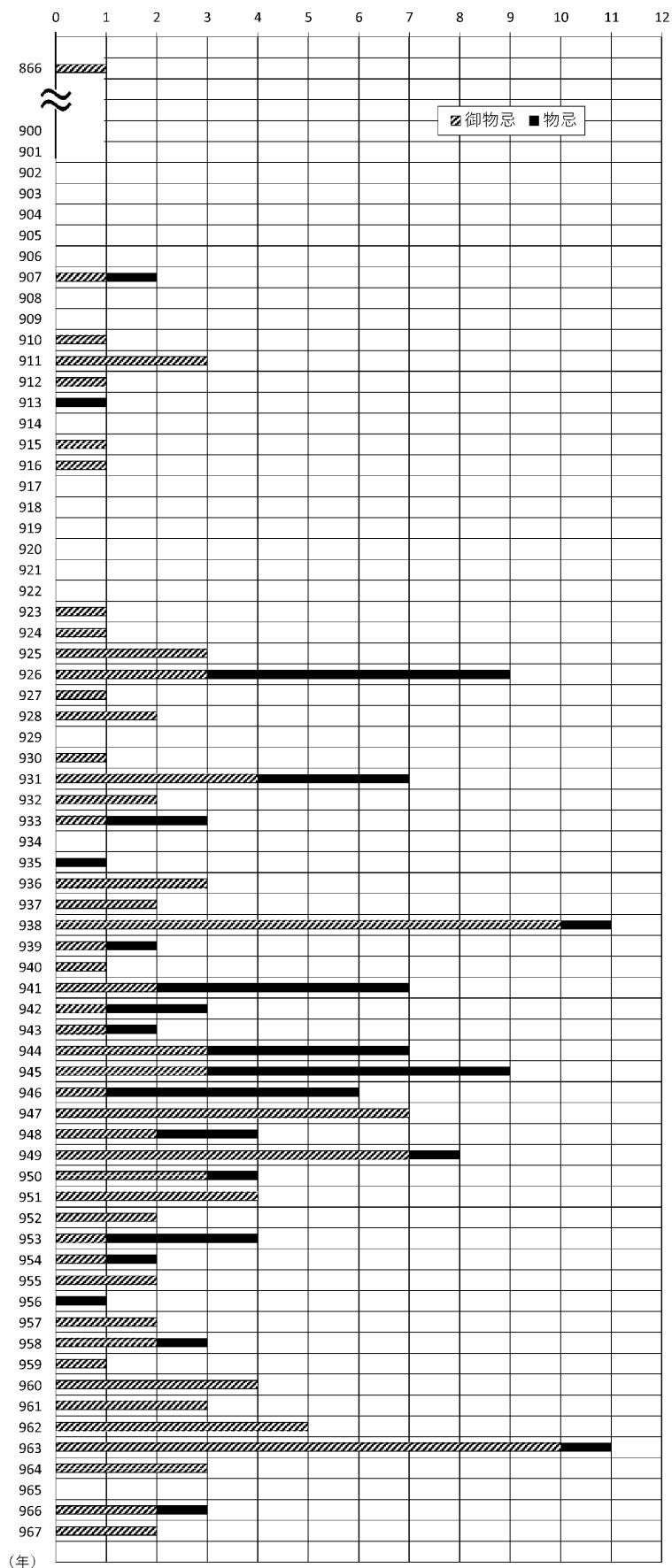
庚戌、今日物忌、一日鼠怪、吉平覆推云、卯午年人可慎病事、余者可致用心、可慎口舌事、仍只開西門、近門等不開、

(35) 『平安遺文』 四四九五号文書

(むこはらまさこ) 本館調査史料室資料調査編集員)

付表：御物忌・物忌表記の出現件数

(件)



## &lt;参考史料&gt;

- 『古事記』新訂増補・国史大系
- 『日本書紀』新訂増補・国史大系
- 『統日本紀』新訂増補・国史大系
- 『日本後紀』新訂増補・国史大系
- 『統日本後紀』新訂増補・国史大系
- 『日本文德天皇実錄』新訂増補・国史大系
- 『日本三代実錄』新訂増補・国史大系
- 『宇多天皇御記』列聖全集宸記集上巻
- 『醍醐天皇御記』列聖全集宸記集上巻
- 『吏部王記』史料纂集
- 『貞信公記』大日本古記録
- 『九層』大日本古記録
- 『村上天皇御記』列聖全集宸記集上巻
- 『本朝世紀』新訂増補・国史大系
- 『日本紀略』新訂増補・国史大系
- 『政事要略』大日本史料第1編8冊
- 『西宮記』大日本史料第1編7・8・10冊
- 『北山抄』大日本史料第1編7・10冊
- 『江家次第』大日本史料第1編8冊
- 『御産部類記』大日本史料第1編9冊
- 『平安遺文』

※ 同一年で御物忌・物忌が両方見られる場合は、御物忌を先に表示している。

西暦	出典	条	種別
866	『平安遺文』	貞觀8年12月30日	御物忌
907	『醍醐天皇御記』	延喜7年9月1日	御物忌
	『貞信公記』	延喜7年2月8日	物忌
910	『貞信公記』	延喜10年9月11日	御物忌
	『貞信公記』	延喜11年9月11日	御物忌
911	『貞信公記』	延喜11年10月1日	御物忌
	『醍醐天皇御記』	延喜11年12月11日	御物忌
912	『貞信公記』	延喜12年正月1日	御物忌
913	『貞信公記』	延喜13年正月17日	物忌
915	『醍醐天皇御記』	延喜15年12月23日	御物忌
916	『醍醐天皇御記』	延喜16年10月2日	御物忌
923	『醍醐天皇御記』	延長元年4月16日	御物忌
924	『貞信公記』	延長2年10月21日	御物忌
	『吏部王記』	延長3年正月16日	御物忌
925	『貞信公記』	延長3年正月16日	御物忌
	『貞信公記』	延長3年正月26日	御物忌
	『醍醐天皇御記』	延長4年正月1日	御物忌
	『貞信公記』	延長4年正月16日	御物忌
	『貞信公記』	延長4年正月28日	御物忌
	『貞信公記』	延長4年正月7日	物忌
926	『貞信公記』	延長4年正月14日	物忌
	『貞信公記』	延長4年正月18日	物忌
	『貞信公記』	延長4年8月20日	物忌
	『貞信公記』	延長4年10月1日	物忌
	『吏部王記』	延長4年11月6日	物忌
927	『貞信公記』	延長5年10月1日	御物忌
928	『吏部王記』	延長6年2月1日	御物忌
	『貞信公記』	延長6年11月26日	御物忌
930	『平安遺文』	延長8年12月3日?	御物忌
	『貞信公記』	承平元年7月20日	御物忌
	『貞信公記』	承平元年8月3日	御物忌
	『貞信公記』	承平元年10月1日	御物忌
931	『貞信公記』	承平元年11月2日	御物忌
	『貞信公記』	承平元年2月19日	物忌
	『貞信公記』	承平元年7月24日	物忌
	『貞信公記』	承平元年11月2日	物忌
932	『吏部王記』	承平2年正月14日	御物忌
	『貞信公記』	承平2年正月14日	御物忌
	『吏部王記』	承平3年7月24日	御物忌
933	『貞信公記』	承平3年4月1日	物忌
	『貞信公記』	承平3年4月19日	物忌
935	『九曆』	承平5年12月25日	物忌
	『九曆』	承平6年4月7日	御物忌
936	『吏部王記』	承平6年11月19日	御物忌
	『貞信公記』	承平6年11月19日	御物忌
	『九曆』	承平7年正月10日	御物忌
937	『吏部王記』	承平7年12月11日	御物忌
	『北山抄』	天慶元年4月8日	御物忌
	『西宮記』	天慶元年4月7日	御物忌
	『九曆』	天慶元年5月8日	御物忌
	『吏部王記』	天慶元年5月22日	御物忌
	『貞信公記』	天慶元年9月15日	御物忌
	『本朝世紀』	天慶元年9月17日	御物忌
	『本朝世紀』	天慶元年10月1日	御物忌
	『吏部王記』	天慶元年11月24日	御物忌
	『貞信公記』	天慶元年11月25日	御物忌
	『本朝世紀』	天慶元年12月1日	御物忌
	『貞信公記』	天慶元年8月16日	物忌
939	『貞信公記』	天慶2年正月7日	御物忌
	『貞信公記』	天慶2年10月23日	物忌

西暦	出典	条	種別
940	『吏部王記』	天慶3年2月18日	御物忌
941	『北山抄』	天慶4年4月8日	御物忌
	『平安遺文』	天慶4年11月4日	御物忌
	『九曆』	天慶4年7月21日	物忌
	『九曆』	天慶4年8月1日	物忌
942	『九曆』	天慶4年8月2日	物忌
	『九曆』	天慶4年8月3日	物忌
	『九曆』	天慶4年8月4日	物忌
	『九曆』	天慶5年9月2日	御物忌
943	『九曆』	天慶5年9月13日	物忌
	『九曆』	天慶5年9月15日	物忌
	『吏部王記』	天慶6年正月10日	御物忌
	『九曆』	天慶6年12月26日	物忌
944	『吏部王記』	天慶7年正月16日	御物忌
	『九曆』	天慶7年正月10日	御物忌
	『江家次第』	天慶7年正月1日	御物忌
	『九曆』	天慶7年正月7日	物忌
945	『西宮記』	天慶7年8月11日	物忌
	『平安遺文』	天慶7年8月13日	物忌
	『九曆』	天慶7年9月15日	物忌
	『西宮記』	天慶8年正月18日	御物忌
946	『本朝世紀』	天慶8年11月1日	御物忌
	『本朝世紀』	天慶8年11月2日	御物忌
	『九曆』	天慶8年正月5日	物忌
	『九曆』	天慶8年2月13日	物忌
947	『貞信公記』	天慶8年3月22日	物忌
	『貞信公記』	天慶8年9月8日	物忌
	『九曆』	天慶8年10月1日	物忌
	『九曆』	天慶8年12月20日	物忌
948	『貞信公記』	天慶9年5月28日	御物忌
	『貞信公記』	天慶9年正月25日	物忌
	『貞信公記』	天慶9年3月1日	物忌
	『貞信公記』	天慶9年8月11日	物忌
949	『貞信公記』	天慶9年10月3日	物忌
	『貞信公記』	天慶9年11月14日	物忌
	『貞信公記』	天慶元年正月14日	御物忌
	『日本紀略』	天慶元年4月20日	御物忌
950	『日本紀略』	天慶元年7月16日	御物忌
	『平安遺文』	天慶元年9月4日	御物忌
	『日本紀略』	天慶元年10月1日	御物忌
	『日本紀略』	天慶元年11月1日	御物忌
951	『貞信公記』	天慶元年11月11日	御物忌
	『九曆』	天慶2年3月20日	御物忌
	『日本紀略』	天慶2年4月1日	御物忌
	『江家次第』	天慶2年4月7日	物忌
952	『日本紀略』	天慶2年11月22日	物忌
	『九曆』	天慶3年正月5日	御物忌
	『日本紀略』	天慶3月正月7日	御物忌
	『日本紀略』	天慶3年正月16日	御物忌
953	『九曆』	天慶3年5月27日	御物忌
	『九曆』	天慶3年7月15日	御物忌
	『日本紀略』	天慶3年8月7日	御物忌
	『九曆』	天慶3年正月5日	物忌
954	『吏部王記』	天慶5年7月25日	御物忌
	『九曆』	天慶5年7月30日	御物忌
	『御產部類記』	天慶4年10月30日	御物忌
	『九曆』	天慶4年6月10日	物忌
955	『九曆』	天慶5年10月1日	御物忌
	『九曆』	天慶5年10月2日	御物忌
	『吏部王記』	天慶5年10月5日	御物忌
	『九曆』	天慶5年10月5日	御物忌
956	『吏部王記』	天慶6年4月27日	御物忌
	『江家次第』	天慶6年12月29日	御物忌
	『村上天皇御記』	天慶7年4月1日	御物忌
	『九曆』	天慶7年正月2日	物忌
957	『九曆』	天慶7年10月4日	物忌
	『九曆』	天慶7年10月5日	物忌
	『村上天皇御記』	天慶8年12月24日	御物忌
	『北山抄』	天慶9年4月7日	御物忌
958	『平安遺文』	天慶9年9月21日	御物忌
	『九曆』	天慶10年2月13日	物忌
	『日本紀略』	天德元年8月4日	御物忌
	『日本紀略』	天德元年10月1日	御物忌
959	『日本紀略』	天德3年4月1日	御物忌
	『九曆』	天德4年2月11日	御物忌
	『村上天皇御記』	天德4年9月11日	御物忌
	『九曆』	天德4年11月19日	御物忌
960	『村上天皇御記』	天德4年12月19日	御物忌
	『平安遺文』	天德4年12月20日・21日	御物忌
	『村上天皇御記』	應和元年1月1日	御物忌
	『村上天皇御記』	應和元年7月28日	御物忌
961	『日本紀略』	應和元年7月29日	御物忌
	『日本紀略』	應和2年4月1日	御物忌
	『村上天皇御記』	應和2年6月21日	御物忌
	『江家次第』	應和2年6月29日	御物忌
962	『日本紀略』	應和2年11月12日	御物忌
	『日本紀略』	應和3年正月25日	御物忌
	『村上天皇御記』	應和3年3月14日	御物忌
	『日本紀略』	應和3年5月21日	御物忌
963	『日本紀略』	應和3年6月11日	御物忌
	『村上天皇御記』	應和3年6月26日	御物忌
	『江家次第』	應和3年7月14日	御物忌
	『日本紀略』	應和3年8月9日	御物忌
964	『日本紀略』	應和3年11月11日	御物忌
	『村上天皇御記』	應和3年11月20日	御物忌
	『村上天皇御記』	應和3年12月11日	御物忌
	『江家次第』	應和3年12月11日	物忌
965	『平安遺文』	應和4年3月5日	御物忌
	『日本紀略』	康保元年3月13日	御物忌
	『日本紀略』	康保元年11月19日	御物忌
	『村上天皇御記』	康保3年8月6日	御物忌
966	『日本紀略』	康保3年11月13日	御物忌
	『日本紀略』	康保3年2月13日	物忌
	『村上天皇御記』	康保4年3月21日	御物忌
	『日本紀略』	康保4年4月1日	御物忌
967	『日本紀略』	安和元年6月11日	御物忌
	『日本紀略』	安和2年10月1日	御物忌
	『日本紀略』	安和2年11月1日	御物忌
	『日本紀略』	安和2年11月1日	御物忌